

追加オークション募集要綱等に関する意見募集結果について (対象実需給年度:2025年度)

2024年1月18日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

1. はじめに
2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について
3. 今後の予定について

- このたび、「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度:2025年度）」と「容量確保契約約款」の案について、意見募集を実施した。
 - 意見募集期間：2023年12月6日から2023年12月22日
- 本日は、意見募集の結果と意見を踏まえた対応についてご報告する。

- 今回は、「容量市場追加オークション募集要綱（対象実需給年度：2025年度）」と「容量確保契約約款」が意見募集の対象となる。

関連文書等		概要	公表状況	
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024～27年度向け：公表済
		容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2024年度向け：公表済 2025年度向け：今後公表予定
		長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法を規定	2023年度応札：公表済
	容量確保 契約書 ※1※3	容量確保契約約款	・メインオークションおよび追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
		長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	2023年度応札：公表済
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの参加登録・ 応札・容量確保契約書の締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～26年度向け：公表済 2027年度向け：公表済（参加登録・ 応札・容量確保契約書の締結 編）
		実需給前に実施すべき業務（全般）編	・余力活用契約・給電申告書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	2024年度向け：公表済 2025年度向け：公表済 2026年度向け：今後公表予定
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	
実需給期間中 リクワイアメント 対応(安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリ))(発動指令電源)編		・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認等について記載	2024年度向け：今後公表予定	
実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編		・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載	2024年度向け：公表済	
容量抛出金対応編	・容量抛出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続等について記載			

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

(参考) 今回の意見募集対象文書 (2/2)

関連文書等		概要	公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 業務マニュアル ※1※2	追加オークションの参加登録編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載
		追加オークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載
		長期脱炭素電源オークション 関連の業務マニュアル類	・長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載、等
		その他は必要に応じ発行予定	
	容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載
			2024年度向け：公表済
			2023年度応札：公表済
			必要に応じ公表予定
			公表済

※1：初回策定や大きな変更時は意見募集を行います ※2：対象実需給年度毎に公表します ※3：対象実需給年度に依らず共通です

第51回容量市場の在り方等に関する検討会資料より

2. 追加オークション募集要綱（案）の主なポイント

①2024年度追加オークションにて主に反映される事項

	2023年度追加オークション募集要綱からの変更点	募集要綱の反映箇所
22年度メインオークションにて反映	<p>■ 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて、安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとしても応札可能とする。 追加オークションは2024年度（対象実需給年度：2025年度）にて適用すると整理済。 	<p>第3章 調達オークション募集概要 3. 募集内容（5）オ、および（7）イ 第4章 調達オークション参加登録 3. 電源等情報の登録（3）</p>
23年度メインオークションにて反映	<p>■ 蓄電池に関する電源等の区分の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023年度メインオークション以降のメインオークションおよび追加オークションに係る蓄電池の電源区分について、安定電源と発動指令電源の選択(*)を可能とする。 ※供給計画の届出に係るガイドラインに沿って適切に供給計画に計上することが求められる。 	<p>第3章 調達オークション募集概要 3. 募集内容（5）ア および イ 第7章 調達オークション契約条件 4. リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ</p>
	<p>■ ブラックスタート電源を対象とした期待容量の控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラックスタート電源が純揚水等*の場合、年間を通じて供給力の提供が可能な部分とブラックスタート機能に必要なkWhに分けられるため、「年間を通じて供給力の提供が可能な部分」からブラックスタート機能に必要なkWhを除いて期待容量の算定を行う。 ブラックスタート電源が純揚水等以外の場合はブラックスタート機能に必要なkWhを控除せずに期待容量の算定を行う。 ※純揚水以外に、自流による貯水容量ではBS機能に必要なkWhを確保できない揚水発電所を含む。 	<p>第4章 調達オークション参加登録 4. 期待容量の登録</p>
	<p>■ 追加オークションの調達量から控除する供給力</p> <ul style="list-style-type: none"> 2023年度メインオークションの調達量・約定処理において、FIT電源の期待容量や追加オークションで調達を予定している供給力および本機関の電源入札制度を活用した電源等の期待容量の合計に、国の審議会で整理された容量市場外の供給力として見込まれる控除量を加えて、調達量から控除することが整理された。これを踏まえ、2024年度追加オークション（対象実需給年度：2025年度）にて反映する。 	<p>第6章 調達オークション落札電源および約定価格の決定方法 1. 落札電源の決定方法（1）ウ</p>

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

①意見の件数

- 今回実施した募集要綱と約款に係る意見募集において、計20件（6者）の意見をいただいた。
- 募集要綱に関して寄せられた意見12件（5者）のうち、調達オークションに係る意見が6件、共通事項に係る意見が4件であった。
- 約款に関して寄せられた意見8件（3者）のうち、リクワイアメントに係る意見が6件であった。

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

②具体的な内容

- 募集要綱に寄せられた意見の内容は、追加オークションの参加要件に係る質問、開催判断に係る要望、実効性テストの実施時期に係る要望などであった。
- 約款に寄せられた意見の内容は、発動指令電源や実効性テストに係る要望、安定電源の容量停止計画に係る質問などであった。
- 次ページ以降で、主な内容を紹介する。

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

②具体的な意見内容（抄）（1/8）

<募集要綱・調達オークション（応札下限）に関する意見より>

項目	ご意見内容・回答案
調達オークション （応札下限）	「※メインオークションにて落札した発動指令電源は、実効性テストにより期待容量の評価を行い、実効性テスト後の期待容量からメインオークションの契約容量を差し引いた値が1,000キロワット以上の場合は、その差し引き後となる当該1,000キロワット以上の値が調達オークションに応札可能です。」と記載があるが、 <u>既にメインオークションにて1,000kW以上の下限を設けているなか追加オークションでも同様の下限を設けるのは二重ハードル</u> となる。
	回答案 <u>オークションの応札容量については、これまでに国の審議会等で容量市場へ参加可能な電源の範囲を広げる観点と運用コスト等を抑制する観点から検討を行い、1,000kW以上の容量で参加</u> としております。ご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

②具体的な意見内容（抄）（2/8）

＜募集要綱・調達オークション（実効性テスト）に関する意見より＞

項目	ご意見内容・回答案
調達オークション （実効性テスト）	<p>調達オークションへ応札可能な電源等の容量は、メインオークション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の容量とあります。</p> <p>要望ですが、メインオークションより後の発動指令電源の電源等リスト登録時(2023年2月末)に実需給年度(2025年度)における供給力として確定していなかった未応札の発動指令電源の容量も、調達オークションに参加出来るようにして頂きたい。</p> <p>そのためには、今まで調達オークション参加要件であった、事前の実効性テスト受験については、事後受験可として頂きたい。</p>
	<p>メインオークション時に実需給年度における供給力として確定していなかった未応札の発動指令電源も、調達オークションに参加が可能です。</p> <p>なお、メインオークション実施後に供給力の不足が発生した場合、追加オークションにより追加調達が可能となりますが、追加オークション実施後の実効性テストとした場合は全体の供給力が不足する虞があるため、発動指令電源は実需給年度の2年前に実施した実効性テストによって評価した期待容量を踏まえ追加オークションに参加が可能となります。</p>

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

②具体的な意見内容（抄）（3/8）

<募集要綱・調達オークション（発動指令電源関連）に関する意見より>

項目	ご意見内容・回答案	
調達オークション （発動指令電 源関連）	発動指令電源において、 <u>一定の供出蓋然性を示すことができる電源については、追加オークションから新たに応札参加を認めて頂きたい。</u> 例えば、過去に一般送配電事業者からの指令に基づき供出した実績、過去の実効性テストにおける供出実績など具体的なエビデンスを伴う地点で構成された電源等。	
	回答案	追加オークションにおける発動指令電源の期待容量の蓋然性を確認する手段として、 <u>実需給年度の2年前に実効性テストを実施</u> することとしています。なお、 <u>追加オークションの前年度に発動された電源 I'の実績にて実効性テストの代用</u> とすることは可能です。

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

②具体的な意見内容（抄）（4/8）

<募集要綱・共通事項（開催判断）に関する意見より>

項目	ご意見内容・回答案
調達オークション （参加要件）	容量市場について、 追加（調達）オークションが確実に実施される仕組みを検討頂きたい。 弊社としては、容量市場（発動指令電源）参加において、メインオークションにおける需要家獲得見込精度の高い応札および積極的な需要家提案（リソース開拓）により、DRリソースの市場参入拡大を目指している。
	回答案 容量市場では、 将来に必要となる供給力をあらかじめ確保していく仕組み のため、実需給の4年前に供給力を確保していく仕組みとしています。その制度主旨を踏まえつつ、 実需給の1年前の状況等を踏まえて追加オークションの判断を行う こととしています。

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

②具体的な意見内容（抄）（5/8）

<募集要綱・約定処理（発動指令電源関連）に関する意見より>

項目	ご意見内容・回答案
約定処理 (発動指令電 源関連)	<p>「発動指令電源は、H3需要の1%を上限に調達します（北海道エリアを除く）。なお、追加オークションの開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の調達上限に追加します。」とあるが、北海道エリアについては前項ア～ウを踏まえて、<u>北海道エリアにて発動指令電源の市場退出があり、かつ本オークションの当該エリアの調達上限内に収まる場合は、調達オークションでも選定対象になる</u>、という理解で相違ないでしょうか。</p>
	<p>回答案</p> <p>対象実需給2025年度の調達オークションにおきましては、開催判断がなされた場合は、H3需要の1%を上限に発動指令電源を調達（北海道エリアを除く※）していますが、<u>開催判断前までに発動指令電源の市場退出があった場合は、市場退出した部分を発動指令電源の上限に追加して調達（全エリアを対象）</u>します。</p> <p>※北海道エリアは4%導入した場合、供給力が100%見込めず調整係数をかける必要が生じる算定結果となったため</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/072_05_00.pdf</p>

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

②具体的な意見内容（抄）（6/8）

<募集要綱・リクワイアメント（発動指令電源関連）に関する意見より>

項目

ご意見内容・回答案

リクワイアメント
（発動指令電
源関連）

発動指令電源のリクワイアメントでは、「当該発動指令の際には、相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に供給力を提供することとします。」と規定されています。

発動指令に需要抑制で対応する場合は、対象需要家と電力需給契約を締結している小売電気事業者とアグリゲーター間でネガワット調整金の契約を締結し、指令時の計画変更等に対応する必要がありますが、一部の小売電気事業者については、「適正な電力取引についての指針」の中で「ネガワット取引の公正かつ有効な実現に向けて積極的に協力することが期待される。」とあるにも関わらず、ネガワット調整金等の協議に応じて貰えないケースが存在しています。

この場合、計画間不整合が発生するか、当該リクワイアメントが未達になるかのいずれかの対応になってしまうと考えております。

こういったケースにおける対応方法について、容量確保契約約款等で明確化して頂きたい。

回答案

アグリゲートを行ってオークションへ参加される場合は、相対契約に基づく小売電気事象者等への供給や、卸電力取引所等への入札方法等について、関係する事業者間で必要となる準備、対応をしていただくものと考えます。

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

②具体的な意見内容（抄）（7/8）

<約款・リクワイアメント（発動指令電源関連）に関する意見より>

項目	ご意見内容・回答案
リクワイアメント （発動指令電 源関連）	発動指令電源の発動に伴い、特定卸供給事業者（アグリゲーター）は実運用断面で「 <u>相対契約に基づく小売電気事業者等への供給や、卸電力取引所等への入札を通じて、適切に供給力を提供する</u> 」こと（所謂類型1-②※の取引）がリクワイアメントになっていると理解しているが、実効性テストの断面で弊社の DRリソース（需要地点）に接続供給している一部小売事業者から「<u>類型1-②に係る需給運用に対応できない</u>」（既定の時間内に弊社への販売計画を計上して提出することができない） という回答であった。
	回答案 アグリゲートを行ってオークションへ参加される場合は、相対契約に基づく小売電気事象者等への供給や、卸電力取引所等への入札方法等について、 <u>関係する事業者間で必要となる準備、対応をしていただくもの</u> と考えます。

※類型1-②：ネガワット取引で、他の小売電気事業者の需要家によって生み出された需要抑制量を調達するもの

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について

②具体的な意見内容（抄）（8/8）

<約款・リクワイアメント（容量停止計画）に関する意見より>

項目	ご意見内容・回答案
リクワイアメント （容量停止計 画）	<p>約款の第10条4項①にある「<u>計画停止期間以外の停止期間</u>」に、<u>一般送配電事業者の出力制御に伴う出力停止および出力低下は含まれる</u>のでしょうか。 （その場合、供給力維持のリクワイアメントにおいて、<u>計画外停止コマ相当数にカウントされることを懸念したもの</u>）</p>
	<p>約款第10条4項①にある「<u>計画停止期間以外の停止期間</u>」に、<u>一般送配電事業者の出力制御に伴う出力停止および出力抑制は含まれます</u>。</p> <p>ただし、「供給力の維持」のリクワイアメントでは容量停止計画記載の期間がアセスメント対象であり、ノンファームによる抑制等の設備故障を伴わない<u>一般送配電事業者からの出力制御に伴う出力停止および出力抑制は容量停止計画の提出対象ではない</u>ため、「<u>計画外停止コマ相当数</u>」にカウントされることはありません。</p> <p>回答案 なお、今回のご意見に関連するアセスメント条項である約款第18条の記述について、趣旨（評価対象は計画外停止の期間のうち、容量停止計画の提出対象コマであること）を明確化するため、下線部箇所を追記いたします。</p> <p>・当該電源等の計画外停止コマ相当数※2 = （アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値） / アセスメント対象容量 ※2：計画外停止として扱う期間のうち、容量停止計画を提出しているコマをコマごとに評価し、負値となる場合は零とします</p>

2. 募集要綱・約款等の意見募集の結果と対応について 約款の反映例（リクワイアメント（容量停止計画））

【約款】 第3章 権利および義務 第18条 実需給期間中のアセスメント

【約款】

＜変更前＞

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

・当該電源等の計画停止コマ相当数※1 =
(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※1: 計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

・当該電源等の計画外停止コマ相当数※2 =
(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※2: 計画外停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

【約款】

＜変更後＞

1. 容量提供事業者は、本機関に対し、発電計画、発電実績および本機関が別途定める容量市場業務マニュアルのとおり、アセスメントに必要な情報を提供するものとします。
本機関は、電源等の区分に応じ、以下の各号に示すアセスメントを行います。

① 電源等の区分が安定電源の場合

(1) 供給力の維持

年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します

年間停止コマ相当数 = 計画停止コマ相当数 + (計画外停止コマ相当数 × 5)

・当該電源等の計画停止コマ相当数※1 =
(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※1: 計画停止として扱う期間をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします

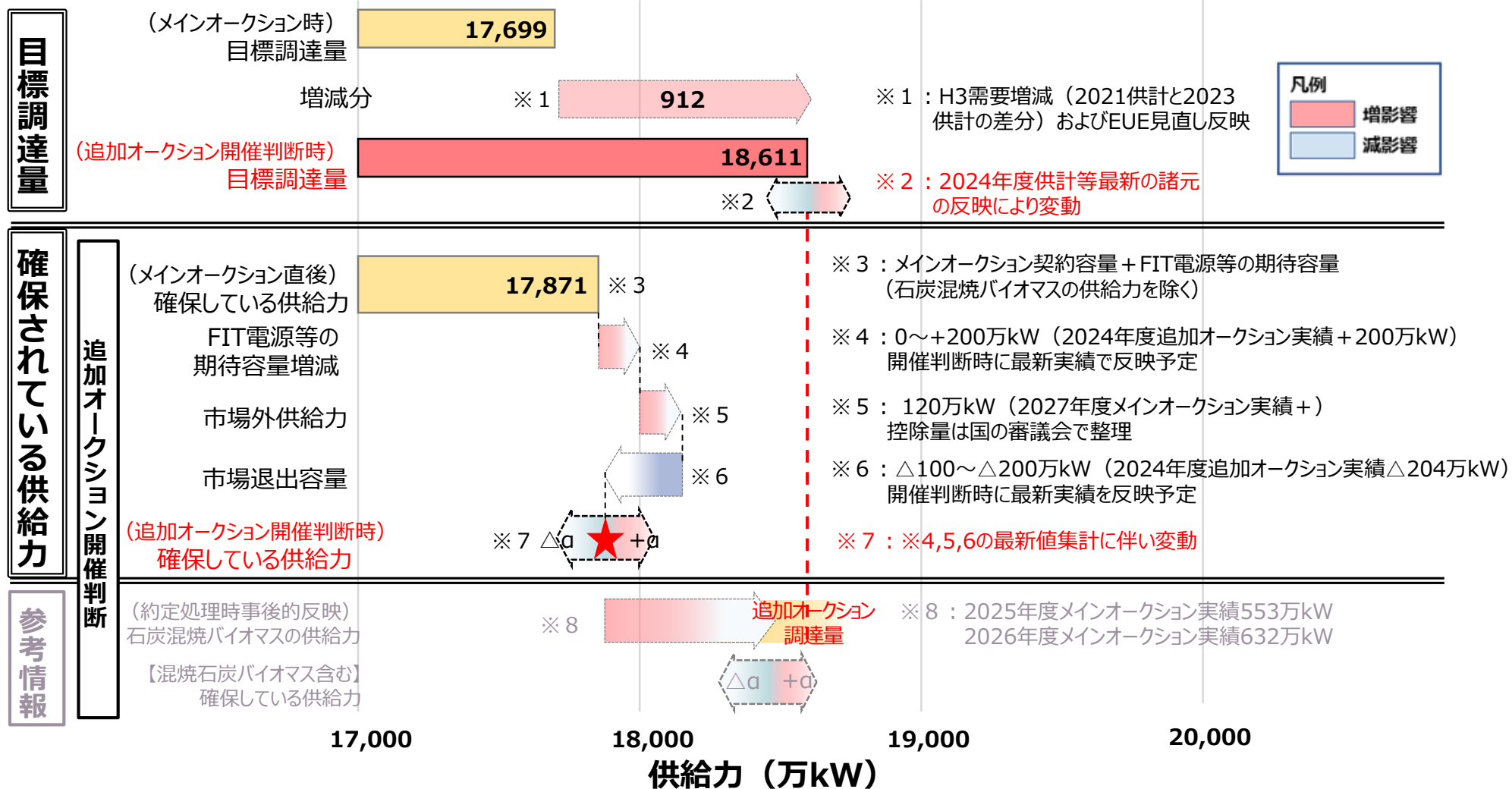
・当該電源等の計画外停止コマ相当数※2 =
(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) / アセスメント対象容量

※2: 計画外停止として扱う期間のうち、**容量停止計画を提出しているコマ**をコマごとに評価し、負値となる場合は零とします



- 募集要綱や約款については、今回の意見募集の結果を反映し、**1月24日に公表を予定**している。
- また、**追加オークションの事業者向け説明会を1月30日より開催**する。
 - 事業者向け説明会の開催日程・・・2024年1月30日、2月1日を予定（1月18日より参加申込受付中）
- 参加登録や応札等の手続きについては、**事業者情報および電源等情報の登録受付を2月9日より開始**し、参加登録を受付けていくこととしている。また、4月を目途とする開催判断によりオークション開催となった場合は、**応札期間を5月10日～22日で予定**している。
- 追加オークションの手続き等の内容については、引き続き周知を行っていくため、広域機関HPにおいて事業者向けの説明会資料やマニュアル等の提供を行っていく。

- 目標調達量および確保されている供給力について、現時点におけるメインオークション時からの項目ごとの増減影響イメージを集計している。
- 過去実績等を参考に設定しており、開催判断時に最新実績等を反映する。



- 第51回の本検討会において整理を行った市場退出の手続き方法（「容量確保契約の変更または解約」の確認期限日）については、事業者へ直接通知するとともに、広域機関HPで公表している。

【広域機関HPによる公表例】

更新日：2024年1月9日

2024年1月9日掲載
本機関お知らせページ
より

容量市場からの市場退出の表明について（対象実需給年度：2025年度・2024年度）

容量市場からの市場退出の表明における必要な手続きについて、下記のとおりお知らせいたします。対象実需給年度に応じて、お早めのお手続きをお願いいたします。

1. 対象実需給年度：2025年度

対象実需給年度：2025年度については、容量確保契約約款第13条第1項に記載の通り、「追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日」を境に、市場退出時の経済的ペナルティの算定方法が変更となります。

[1] 容量市場システム上での市場退出表明

2024年3月8日（金）までに、容量市場システムにて市場退出の表明を実施してください。

この期日が「追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日」となります。

[2] 市場退出表明書の提出

2024年3月29日（金）までに、押印済みの市場退出表明書を提出してください。

市場退出表明書の様式等については、[1]を実施された事業者様へ、個別に広域機関からご連絡しますので、お早めに[1]の手続きをお願いいたします。

それぞれの期日内に[2]の手続きが完了した電源等について、その後、市場退出が認められた場合※に、経済的ペナルティの算定方法として約款第13条第1項①が適用されます。

※市場退出の確定は、市場退出表明書の提出後に判断されますのでご注意ください。

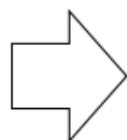
5. 市場退出の手続き方法等について

- 追加オークションの実施判断として扱う場合の「**容量確保契約の変更または解約確認**」については、容量確保契約の変更または解約の申請に必要となる提出書式、および提出期日等の申請方法を今後示していく。
(市場退出時の経済的ペナルティは、容量確保契約の変更または解約の確認期限日を起点に異なる率を設定)
- 手続きの申請に関しては、4月の追加オークション実施判断に必要なデータの確認が求められ、対象となる電源等に市場退出に関する意思の連絡を求めること等、一定の確認期間が必要となる。
- ついては、このあと**詳細な市場退出の手続き方法等を広域機関HPで公表し、確認期限日を2024年3月8日***として案内を予定している。
※実需給年度2025年度の確認期限日は2024年3月8日となり、その後の様式等の提出〆切は2024年3月29日で案内を予定しています。
※市場退出の要件は、容量確保契約約款第12条にもとづきます。所定の書式の提出が2024年3月29日までに行われない場合は、確認期限日の翌日以降に市場退出表明が行われたものと扱います。

<容量市場 容量確保契約約款>

第13条 市場退出時の経済的ペナルティ

1. 本機関は、契約電源の全部または一部が第12条に示す市場退出をした場合、当該電源等にかかる容量提供事業者に対し、以下の各号のいずれかに定める経済的ペナルティを科します。
- ① 市場退出が、追加オークションの実施判断に必要な容量確保契約の変更または解約の確認期限日までの場合
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 5%
 - ② 市場退出が、上記確認期限日の翌日以降の場合
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 10%



【実需給年度2025年度における市場退出時の経済的ペナルティ】

- **2024年3月8日(金)までに市場退出を表明された電源等**
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 5%
- **2024年3月8日(金)の翌日以降に市場退出を表明された電源等**
経済的ペナルティ = 市場退出した電源等の容量 × 契約単価 × 10%